

議案第14号

令和4年度日野町営土地改良事業経費の賦課基準並び
にその徴収時期及び方法について

下表のとおり、日野町営土地改良事業経費の賦課基準並びにその徴
収時期及び方法を定めたいので、日野町営土地改良事業の経費の賦課
徴収に関する条例第2条第2項の規定により、議会の承認を求める。

令和4年3月7日提出

日野町長 埴田 淳一

番号	事業名称及び施行場所	経費の 賦課基準	徴収時期	徴収方法
1	本郷水路改修事業 日野町本郷	事業費の 15% 相当額	令和5年 3月31日 限り	町税の徴 収方法に 準拠する
2	三土地区森林作業道 補修事業 日野町三土	事業費の 20% 相当額	令和5年 3月31日 限り	町税の徴 収方法に 準拠する
3	下黒坂地区水路改修事業 日野町下黒坂	事業費の 20% 相当額	令和5年 3月31日 限り	町税の徴 収方法に 準拠する

令和4年度 日野町営土地改良事業の概要

- (1) 事業名：本郷水路改修事業
事業目的：水路の長寿命化に伴い通水量の確保と維持管理労力の節減を図るため施設改修を行う。
補助事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業（国庫補助）
3ヶ年計画事業（R3年度～R5年度）
負担割合：国55% 県15% 町15% 受益者15%
施行場所：日野町本郷
事業費：3,000,000円
施行内容：三方コンクリート水路 延長L=30m
- (2) 事業名：三土地区森林作業道補修事業
事業目的：長年の路面洗堀により、木材搬出車両等が通行不可であり間伐事業に係る車両通行確保のため、路面補修を行う。
補助事業名：しっかり守る農林基盤交付金（単県補助）
負担割合：県50% 町30% 受益者20%
施行場所：日野町三土
事業費：2,000,000円
施行内容：路面不陸整正 延長L=1,000m
- (3) 事業名：下黒坂地区水路改修事業
事業目的：土水路のため漏水が激しく、コンクリート二次製品を布設により用水量の確保と維持管理労力の節減を図るため施設改修を行う。
補助事業名：しっかり守る農林基盤交付金（単県補助）
負担割合：県50% 町30% 受益者20%
施行場所：日野町下黒坂
事業費：2,000,000円
施行内容：角フリューム300 延長L=50m 水路布設

